

事務局の新型コロナ感染予防対策について

新型コロナウイルス感染症予防のため、会員の方ならびに従業員の健康と安全を考慮し、安心してご利用いただけるよう、右記の対策を行っております。また、1月～3月は大変混雑し、三密状態が予想されるため、追加で下記の感染予防対策を行う予定です。

- ・待合室を3Fに設置し、お待ちいただいている方の三密を防ぎます
- ・2Fの事務局スペースに換気設備を設置し、常時空気を循環させます
- ・洗面所の水栓を自動化にし、接触による感染を減らします

R3年分の消費税の申告から簡易課税を選択されたい方

消費税の計算方法は「一般（本則）課税」と「簡易課税」の2通りあります。簡易課税を選択されたい方は税務署に「簡易課税制度選択届出書」の提出が必要となります。「令和3年分から課税事業者になるから簡易課税を選択したい」「今まで一般課税だったけど簡易課税にしたい」などの場合の届出書の提出は令和2年12月31日までです。一般課税と簡易課税では納税金額に大きな差が生じる方もいらっしゃいます。お早めにご検討ください。

無料相談室のお知らせ

税理士
12月9日(水)
「相続」「譲渡」「法人成り」など

生命保険
12～3月は休み
いろいろな種類があっ
たいどれに入ればいいの？

遺言書
離婚
相続

「売掛金の回収」、「取引先とのトラブル」、「交通事故」など、会員の皆様の事業や生活において生じた法律問題を地元弁護士に無料でご相談いただけます。

田中法律事務所 代表 田中洋一郎
青梅市東青梅 5-16-19

予約制でおひとり1時間です。ご希望の方は事務局までご連絡ください。

新型コロナウイルスとの同時流行が懸念されています

インフルエンザ予防接種

接種料 3,900円(税込)
18歳以上の方
予約開始：10月15日～
受診期間：11月1日～1月末(ワクチンが無くなり次第終了)



ツカエル青色申告
やよいの青色申告

をご利用中の方へ更新のお願い

“ツカエル青色申告”“やよいの青色申告”をご利用時、更新の案内が表示される事があります。これが表示された場合は必ず更新を行ってください。更新作業を行わないと新たな変更点が反映されません。また、“やよいの青色申告”で最新バージョン以外をご利用中の方は、税率や決算書・申告書が現在の物と異なり、間違える原因となります。また申告会のパソコンはすべてWindows10となっており、やよいの青色申告14以前のものは動作保証がされておらず、不具合が発生する可能性があります。このような理由から、青梅青色申告会では最新版のご利用をお勧めしております。購入される方は事務局までご連絡ください。

会員ご紹介キャンペーン！
新規会員ご紹介で紹介していただいた方に
QUOカード1,000円 プレゼント！

休館日

年末年始 12月28日(月)～1月3日(日)
12月1日(火)、12日(土)
1月9日(土)、21日(木)
3月16日(火)
および土曜日の午後、日曜日・祝日



会員の方におかれましても、来所時のマスクの着用や体調がすぐれない場合は来所を控えていただくなど、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

青色申告会員必携の配布について

令和2年版「青色申告会員必携」を12月2日より配布いたします。ご希望の方は申告会へお越しください。部数は用意しておりますが無くなり次第終了となります。また、配送は行いませんのでご了承ください。

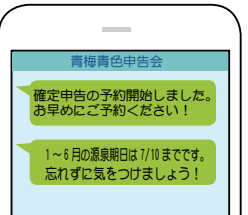
会費の口座振替のお願い

青色申告会の会費を口座引落に設定されていない方は口座の登録をお願い致します。

LINEでお知らせをご案内します

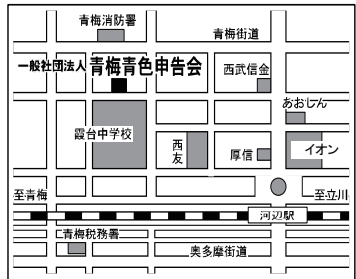
源泉・年末調整、会費引落日、申告期予約開始など

青梅青色申告会
@qjv4707w



(一社) 青梅青色申告会

〒198-0031 青梅市師岡町 4-7-25
TEL：0428-23-0108 FAX：0428-22-4788
受付時間：平日 9：00～17：00
土曜 9：00～12：00
休館：第2土曜、日曜・祝日（臨時休館の場合HPにて掲示致します）



「令和2年分 決算指導会」ご予約受付開始のお知らせ

決算・申告シーズンまで間もなくです！青梅青色申告会では、「決算指導会」として、次の日程で会員の皆様の決算書作成・個別サポートをおこなってまいります。直前になりますとご予約が取りづらくなりますので、お早めのご連絡をお願いいたします。

■ 所得税の決算指導会

【日時】 令和3年1月22日(金)～3月15日(月) <日曜・祝日は休館>
【時間】 [平日] 9～12時 / 13～17時 <最終受付 16時00分>
[土曜日] 9～12時 <最終受付 11時>
【指導内容】 帳簿の決算整理、決算書類等作成方法の指導
※帳簿内容の確認はいたしかねますので、必ず事前に記帳点検にお越しください



■ 消費税の決算指導会

【日時】 令和3年3月17日(水)～3月31日(水) <日曜・祝日は休館>
【時間】 [平日] 9～12時 / 13～17時 [土曜日] 9～12時
【指導内容】 消費税の決算書類等作成方法の指導

【費用】 「決算指導会」期間中は、ご来館された皆様に費用をご負担いただいております
※詳しくは、下欄の“「決算指導会」期間中の費用ご負担について”をご覧ください
【ご予約】 予約優先期間中は、原則おひとり1時間のご予約制となります
※当日受付の場合、長時間お待ちいただくことや日を改めていただく場合もございます

令和3年1月22日(金)～3月13日(土)、3月17日(水)～3月31日(水)分
令和2年12月10日(木)9時より受付開始
※3月15日(月)はご予約を受けずご来館順に承ります
★ご予約・お問合せは青梅青色申告会事務局まで ☎0428-23-0108



「決算指導会」期間中の費用ご負担について ※「決算指導会」期間以外は、原則的に費用のご負担はございません
<所得税> 基本金額 2,000円～（1時間、記帳方法やサポート内容に応じる） / 2時間以降 1時間につき 2,000円
<消費税> 基本金額 1,000円～（1件、記帳方法やサポート内容に応じる）
※職員のサポートは必要とせず、完成済み書類のお預かりのみの場合は、1件 1,000円の返送等手数料をご負担いただきます
※決算申告期は原則として決算申告サポートのみとさせていただきますが、そのほかのサポート（記帳点検等）で来館される場合も上記金額をご負担いただきます

R元年分の確定申告書を青色申告会から提出された方は
「決算書、確定申告書」が送付されず、
「確定申告のお知らせ」が送付されます
用紙が必要な方は青色申告会にご用意しております。また、国税庁ホームページから様式をダウンロードできますのでご利用ください



※「確定申告のお知らせ」はがきイメージです

◎ 令和 2 年分の所得税等の相談・申告書の提出と納税について

【所得税及び復興特別所得税】

令和 3 年 2 月 16 日（火）～ **3 月 15 日（月）**【受付】午前 8 時 30 分～**午後 4 時まで**

※ 還付申告の場合は 2 月 15 日（月）以前でも行えます

【贈与税】 … 令和 3 年 2 月 1 日（月）～ **3 月 15 日（月）**

【個人事業者の消費税及び地方消費税】 … 令和 3 年 1 月 1 日（金）～ **3 月 31 日（水）**

◎ 開庁日の対応について

令和 2 年分確定申告期間中は、平日（月曜日～金曜日）以外にも「所得税及び復興特別所得税」・「贈与税」・「個人事業者の消費税及び地方消費税」の確定申告書等の作成のアドバイス（電話による相談を除きます）、用紙の配布及び確定申告書等の提出の受付を **立川税務署にて行います**。（立川税務署：立川市緑町 4 番地の 2 立川地方合同庁舎 3 階）

※ 開設予定日：**令和 3 年 2 月 21 日（日）、2 月 28 日（日）**

※ **青梅税務署では執務を行っておりません。**

※ 会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、お早目にお越しください。

※ 当日は国税の領収及び納税証明書の発行は行っておりません。

※ 納付書で納付される場合は、納付書に金額等をご記入の上、お近くの金融機関で必ず納期限までに納付してください。

◎ 青梅税務署の駐車場はご利用いただけません

令和 2 年分確定申告期間中、**令和 3 年 2 月 1 日（月）から 3 月 15 日（月）まで**青梅税務署の駐車場はご利用いただけません。

青梅税務署へお越しの際は、公共交通機関またはお近くの有料駐車場をご利用ください。

◎ 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

① 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では画面の案内等に従って金額等を入力すれば、所得税及び復興特別所得税・個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告書や青色決算書などを作成できます。作成したデータは e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して提出するほか、プリントアウトして「書面」により提出することもできます。

② 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載された e-Tax 用の ID・パスワードを利用して e-Tax を行うことができます（スマートフォン、タブレットからでも利用できます）。「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行は税務署で職員による本人確認を行った上で発行しますので、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

※ マイナンバーカードに対応するスマートフォンは公的個人認証サービスポータルサイト（JPKI）で確認できます。又、対応するスマートフォンは IC カードリーダーライターとしても利用できます

◎ 令和元年分において電子申告等ご利用の方へは確定申告書等が送付されません

令和元年分において電子申告（電子送信だけでなく、国税庁ホームページ等を利用してパソコンで確定申告書を作成し、書面で提出した場合も含みます）により確定申告を行った方へは、令和元年分の確定申告書等が送付されませんので、引き続き電子申告をご利用願います。

◎ マイナンバー記載のお願い

税務署にご提出いただく申告書については、マイナンバーの記載が必要であるとともに、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

◎ 振替納税・e-Tax（国税電子申告・納税システム）・QR コードでの納付をご利用ください

「所得税及び復興特別所得税」・個人事業者の「消費税及び地方消費税」の納付は、金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされる振替納税や自宅やオフィス等からインターネット等を利用した e-Tax（国税電子申告・納税システム）が便利です。是非ご利用ください。

またコンビニで納付する場合のコンビニ納付用納付書は、自宅等において納付に必要な情報を「QR コード」として作成・出力可能です。※ 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください

◎ 医療費控除について

① 医療費控除の明細書の作成が必要です

医療費の領収書等から「医療費控除の明細書」を作成して添付する必要があります。（領収書等は 5 年間自宅で保管して下さい）

② 「セルフメディケーション税制」について

健康の保持及び疾病の予防への一定の取組（健康診断、予防接種など）を行った方で、特定一般用医薬品等を購入している方は、従来の医療費控除に代えて、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができます。

◎ 国外財産調書の提出について

令和 2 年 12 月 31 日において、価額の合計額が 5,000 万円を超える国外財産を有する方は、令和 3 年 3 月 15 日（月）までに「国外財産調書」を提出しなければなりません。

◎ 財産債務調書の提出について

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が 2 千万円を超え、かつ、その年の 12 月 31 日において、その価額の合計額が 3 億円以上の財産又はその価額の合計額が 1 億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、令和 2 年分の財産債務調書を、令和 3 年 3 月 15 日（月）までに提出しなければなりません。

青梅税務署より
お知らせ



ぶっつけ本番はとっても危険！！



とっくとも 大事な 事前の記帳点検 をしましょう！ **1/20 まで**

多くの皆様が来館される「決算指導会」期間（本紙 1 面参照）に入りますと、原則として記帳内容の確認にお時間を取ることができません。また、「決算指導会」期間中は、記帳点検で来館された場合も費用をご負担いただくことになります。より正確でスムーズな申告を行うためには、事前の記帳点検が必要です。必ず記帳点検を受けて、慌てず安心して決算申告期を迎えましょう！

記帳点検をご希望の際は、事前にお電話の上お越しください。

従業員
専従者

がいる方

年末調整をお忘れなく！ 【提出期日 **1 月 12 日（火）**
1 月 20 日（水）：納期の特例の承認を受けている方】

専従者・従業員への給与をお支払いの方は、源泉所得税の年末調整と 7 ～ 12 月分の支払給与額の報告及び源泉所得税の納付を年内最終の給与支払日以降に行う義務があります。青梅青色申告会では、「年末調整指導会」として、次の通り、年末調整をはじめとする給与関係事務のサポートを行います。

【場 所】 申告会事務局

【対象者】 雇い人への給与と税理士等への報酬の支払いをおこなう個人事業者（源泉税を徴収しない方も含む）

※「給与支払事務所等の開設届出書」を提出した方は、給与の支払いがなかった場合も納付書の提出による報告が必要です！

年末
調整
とは？



人を雇って給与を支払った場合には、その支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税を差し引くことになっています。しかしその金額は概算であるため、1 年の給与が確定する 12 月に調整をする必要があります。これを「**年末調整**」といい、扶養親族や生命保険などの控除額を計算し正式な所得税額を確定させ、払いすぎている方には還付、足りない方からは徴収をします。その後、源泉徴収票を作成し市区町村等に提出します。

新型コロナウイルス関連給付金など締切迫る！

新型コロナウイルス関連の給付金等の申請締め切りが迫ってきているものがございます。詳細につきましては各種ホームページ等でご確認ください。

持続化給付金

■対象者 2020 年 1 月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により前年同月比で事業収入が 50%以上減少した月がある方
■申請期間 **令和 3 年 1 月 15 日（金）まで**

家賃支援給付金

■対象者 5 ～ 12 月の売上高が 1 カ月で前年同月比 50%以上または、連続する 3 カ月の合計で前年同月比 30%以上減少している方で、自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っている方
■申請期間 **令和 3 年 1 月 15 日（金）まで**

市町村別・事業給付金など

市町村名	名称	給付額	申請期間	持続化給付金と併用
青梅市	青梅市事業者支援臨時給付金	10 万円	令和 3 年 1 月 15 日	可
羽村市	羽村市事業継続助成金	10 万円	令和 3 年 2 月 26 日	不可
福生市	福生市事業継続応援金	10 万円	令和 3 年 1 月 31 日	可
あきる野市	あきる野市事業者緊急支援給付金	20 万円	令和 3 年 1 月 15 日	不可
瑞穂町	瑞穂町中小企業者事業継続支援給付金	上限 20 万円	令和 3 年 1 月 29 日	不可

退職金の準備を中小機構がお手伝いします！

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済
こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

Be a Great Small,
中小機構

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記の QR コード又はホームページからご確認ください。

小規模共済 検索 TEL 050-5541-7171（共済相談室）

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24 時間いつでもチャットで質問可能です
小規模企業共済



制度の特長

① 経営者のための 退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

② 掛金は 全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

他にもこんな特徴があります。

共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

③ 受取時も 税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

申込方法：青色申告会にて申し込み手続きができます（引き落とし口座の通帳、銀行印をお持ちください）